

団体 ゴルファー保険等 募集のご案内

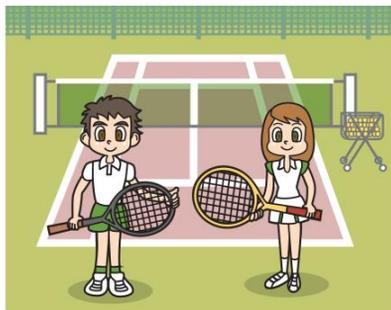
趣味を楽しむ方のための保険です。

ゴルフ場や、テニスコート、釣り場等での万が一の場合にお役に立ちます！

ゴルファー保険



テニス保険



つりプラン

(団体総合生活補償保険)



割引率最高40.15%適用

団体割引30%、損害率による割引5%、
大口契約割引(傷害部分) 10%

保険期間 (ご契約期間)	2023年7月31日午後4時～2024年7月31日午後4時の1年間	
申込締切日	2023年6月2日(金) ※中途での加入も随時受け付けますので取扱代理店までお問い合わせください。	
保険契約者	一般社団法人東北地域づくり協会 一般社団法人関東地域づくり協会 一般社団法人北陸地域づくり協会 一般社団法人近畿建設協会 一般社団法人中国建設弘済会 一般社団法人四国クリエイト協会 一般社団法人九州地域づくり協会	
被保険者 (補償の対象となる方)	以下の中からお選びいただいた方ご本人となります。 国土交通省（旧建設省）の 退職者ご本人またはご家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居の親族）	
お申込方法	①新規加入の場合	記入例を参照いただき、「加入申込票」「三菱UFJニコス預金口座振替依頼書」に記入・署名のうえ、返信用封筒にて返送ください。
	②継続加入の場合 (前年と変更なし)	ご加入プラン（コース）の変更や引落し口座の変更がない場合は、お手続きは一切不要です。（自動継続）
	③タイプなどを変更して、 継続加入の場合	記入例を参照いただき、「加入申込票」に記入・署名のうえ、返信用封筒にて返送ください。
	④脱退の場合 (継続しない)	記入例を参照いただき、「加入申込票」に記入・署名のうえ、返信用封筒にて返送ください。 提出のない場合は自動継続となりますので、ご注意ください。
保険料払込方法	年間保険料一時払（口座振替） * 2023年9月27日(水)ご指定口座より三菱UFJニコス(株)が代行して引落します。	
加入者証の送付	加入者証は9月初旬にご送付させていただきます。 届かない場合は引受幹事保険会社までご連絡ください。	

ゴルフを楽しまれるアマチュアゴルファーのための保険です。
 ゴルフ場でのケガやゴルフ用品の破損、ホールインワン・アルバトロスに備えます！

ゴルファー保険

(ゴルファー賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険)

- ・傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数180日、傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数90日
- ・免責期間0日(入通院)



◆保険金額（支払限度額）と保険料

最高40.15%割引適用
 (団体割引30%、損害率による割引5%、大口契約割引(傷害部分)10%の連乗)

コース	Aコース	Bコース	Cコース
ゴルファー賠償責任保険金額 (免責金額 0円)	1億円	1億円	5,000万円
ご自身の傷害(ケガ)	傷害死亡・後遺障害保険金額	802.8万円	497万円
	傷害入院保険金日額	12,042円	7,455円
	傷害手術保険金	入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍	
	傷害通院保険金日額	8,028円	4,970円
ホールインワン・アルバトロス 費用保険金額	75万円	50万円	35万円
ゴルフ用品保険金額	41万円	26万円	17万円
年間保険料(一時払)	10,000円	7,000円	5,000円

(注) ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、バターゴルフ等のゴルフに類似のスポーツはこの保険の対象とはなりません。

テニス愛好家の皆さまのテニスラケットをバックアップする保険です。
 練習中のケガやラケットなどの破損に備えます！

テニス保険

(テニス賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険)

- ・傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数180日、傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数90日
- ・免責期間0日(入通院)



◆保険金額（支払限度額）と保険料

最高40.15%割引適用
 (団体割引30%、損害率による割引5%、大口契約割引(傷害部分)10%の連乗)

コース	Eコース		
テニス賠償責任保険金額 (免責金額 0円)	3,000万円		
ご自身の傷害(ケガ)	傷害死亡・後遺障害保険金額	299.8万円	
	傷害入院保険金日額	4,497円	
	傷害手術保険金	入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍	
	傷害通院保険金日額	2,998円	
テニス用品保険金額	30万円		
年間保険料(一時払)	1,600円		

- 上記、ゴルファー保険・テニス保険の保険料は、各保険合算の正味被保険者数が10,000名以上(団体割引30%適用)にて算出しております。
- 補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

ケガや、携行品の破損などに備える保険です。
 つりを楽しむ場面だけではなく、日常生活でのケガや携行品の損害も補償します！

つりプラン

(傷害補償(標準型)特約セット団体総合生活補償保険)

- ・傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数180日、傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数90日
- ・免責期間0日(入通院)
- ・職種別A 最高40.15%割引適用
(団体割引30%、損害率による割引5%、大口契約割引(傷害部分)10%の連乗)



◆保険金額（支払限度額）と保険料

コース	Fコース	Gコース	
日常生活賠償保険金額 (免責金額 0円)	3,000万円	1,000万円	
ご自身の傷害(ケガ)	傷害死亡・後遺障害保険金額	114.1万円	
	傷害入院保険金日額	3,002円	
	傷害手術保険金	入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍	
	傷害通院保険金日額	3,002円	1,701円
携行品損害保険金額 (免責金額 3,000円)	15万円	10万円	
救援者費用等保険金額	300万円	150万円	
年間保険料(一時払)	12,000円	7,000円	

■団体総合生活補償保険の職種級別について

「つりプラン」の保険料は被保険者(補償の対象となる方)の職種級別により異なります。記載の保険料は職種級別Aの場合です。
 ※職種級別A以外の職種の方の保険料および下記についてご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
 ※告知していただいたご職業・職務が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

- 【職種級別A】事務職など職種級別B以外のご職業、主婦、学生、無職者 など
- 【職種級別B】農業作業、漁業作業、採鉱・採石作業、自動車運転者(助手を含む)、木・竹・草・つる製品製造業者、建設業者

■記載の保険料は他の団体傷害保険契約と合算して、被保険者(補償の対象となる方)数10,000名以上(団体割引30%、損害率による割引5%、大口契約割引(傷害部分)10%適用)にて算出しております。

■日常生活賠償補償の被保険者の範囲は、被保険者本人、配偶者、本人またはその配偶者の同居の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます)・別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子となります。

(注) 被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって、責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

■携行品損害補償特約は、携帯電話、スマートフォン、電子マネー、眼鏡など保険の対象に含まれない物があります。詳細は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

■補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

つりプランに加入された被保険者(補償の対象となる方)は、以下のサービスをご利用いただけます！

生活安心サポート

- 健康・医療ご相談 (健康・医療のご相談/病院情報のご提供/夜間休日医療機関情報のご提供)
- ホームヘルパーサポート (ホームヘルパー業者のご紹介)
- 暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談 (法律のご相談/税務のご相談)

※サービスをご利用いただける方は被保険者(補償の対象となる方)となります。
 ※保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。

※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。
 ※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
 ※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。
 ※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に交付される加入者証または「団体総合生活補償保険サービスガイド」をご確認ください。

ご加入にあたってのご注意

- このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- この保険は国土交通省（旧建設省）の退職者を加入者とする団体総合生活補償保険の団体契約です。保険契約者は加入者所属の下記の各協会・弘済会になります。
一般社団法人東北地域づくり協会・一般社団法人関東地域づくり協会・一般社団法人北陸地域づくり協会・一般社団法人近畿建設協会・一般社団法人中国建設弘済会・一般社団法人四国クリエイト協会・一般社団法人九州地域づくり協会
- この保険の保険証券および「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」は保険契約者に交付されます。
- 保険契約のお申込みの際は、加入申込票に記載されている各項目（性別、年齢、生年月日、職業・職種、他の保険契約等の有無など）について正しくご記入ください。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- ご加入時にすでに被っているケガは、保険金お支払いの対象とはなりません。また、加入申込票記載事項（職種・年齢・他保険加入状況・保険金請求歴等）等により、ご加入のお引受をお断りしたり、引受条件を制限することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 保険期間の途中でご加入をご希望される場合は、別途取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。
- つりプラン（傷害補償（標準型）特約セット団体総合生活補償保険）の保険期間の途中において、被保険者ご本人の職業・職務を変更する場合には、遅滞なく保険契約者、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

<ホールインワン・アルバトロス費用についてのご注意>

- キャディ帯同のない「セルフプレー中」の場合は、原則として、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。ただし、同伴競技者以外の第三者の目撃（注）がある場合にかぎり、保（注）目撃とは、打ったボールがホールにカップインしたことをその場で確認することを行います（達成後に呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません）。
保険金をお支払いします。
- ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、保険契約の満了する日と同一内容（※）で継続加入のお取扱いをいたします。（※）傷害死亡保険金受取人は法定相続人となります。傷害死亡保険金受取人を指定される場合は、ご加入内容の変更となり、改めてお手続きが必要です。この場合、被保険者の同意確認のために書類の提出をお願いすることがあります。（ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。
 - ご住所・お名前の表示にあたっては、細心の注意を払っていますが、引受保険会社のコンピューター上収録できない一部の漢字につきましては、表示可能な漢字への読替えやカナ表示をしていますのでご了承ください。
 - 加入者証は、9月初旬に引受保険会社よりお届けしますので、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また2か月を過ぎても届かない場合は引受保険会社（あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）までお問い合わせください。

万一事故が起こった場合

- 万一、賠償損害、用品の損害、費用損害に関わる事故が起こった場合には、遅滞なく下記あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンターまでご連絡ください。また、傷害に関わる事故が起こった場合には、事故の発生の日から30日以内に下記あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンターまでご連絡ください。
ご連絡がない場合、それにより引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- golfer保険・テニス保険・つりプランいずれも被保険者に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談交渉サービス」があります（日本国内の事故のみが対象となります）。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は引受保険会社とご相談のうえ、おすすめてください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。
※賠償責任補償では、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して、保険金をお支払いいたします。

あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター

* 万一事故の際は、下記まで遅滞なくご連絡ください。

※おかけ間違いのないようお願いします。

0120-985-024（無料）受付時間：24時間365日

※IP電話からは0276-90-8852（有料）におかけください。

お問 合 わ せ 先	【取扱代理店】 建栄サービス株式会社 〒101-0052東京都千代田区神田小川町1-1 山城ビル2階 TEL 03-3291-6340 FAX 03-3291-6341	* ゴルファー保険およびテニス保険は下記の保険会社による共同保険契約であり、各引受保険会社は引受割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。引受幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払い、その他の業務を行っております。 つりプラン（団体総合生活補償保険）はあいおいニッセイ同和損害保険(株)の単独引受契約です。
	【引受幹事保険会社】 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 公務部営業第一課 〒103-8250東京都中央区日本橋3-5-19 TEL 050-3460-2233	

【引受保険会社】*（）内は引受割合

< ゴルファー保険 > あいおいニッセイ同和損害保険(株) (60%) 損害保険ジャパン(株) (20%) 東京海上日動火災保険(株) (15%)
三井住友海上火災保険(株) (5%)
< テニス保険 > あいおいニッセイ同和損害保険(株) (80%) 損害保険ジャパン(株) (20%)
< つりプラン > あいおいニッセイ同和損害保険(株) (100%)

(2023年3月承認) A22-104902